

課税明細書の見方

①区分	②土地又は家屋の所在地			③不動産番号	⑭課税標準額（円）	⑮本則課税標準額（円）
④登記地目又は種類・用途	⑤登記地積又は床面積（㎡）	⑥建築年	⑬評価額（円）	固定	⑯前年度課税標準額又は比準課税標準額（円）	⑰軽減税額（円）
⑦現況地目又は構造	⑧現況地積又は床面積（㎡）	⑨現況階層			⑱減免税額（円）	⑲相当税額（円）
⑩家屋番号又は共用土地の持分割合	⑪非課税地積又は床面積（㎡）	⑫現況屋根		都計	⑳課税標準額（円）	㉑本則課税標準額（円）
備考					㉒前年度課税標準額又は比準課税標準額（円）	㉓軽減税額（円）
				㉔減免税額（円）	㉕相当税額（円）	

① 区分	土地又は家屋のいずれかに該当するかを示しています。
② 土地又は家屋の所在地	土地又は家屋が所在する場所です。
③ 不動産番号	登記簿に記載された不動産（土地又は家屋）を識別するための番号です。（整備中のため空欄です。）
④ 登記地目又は種類・用途	登記簿に記載された土地の地目又は家屋の種類・用途です。
⑤ 登記地積又は床面積（㎡）	登記簿に記載された土地の面積又は家屋の床面積です。
⑥ 建築年	家屋が建築された年です。
⑦ 現況地目又は構造	評価時点における土地の地目又は家屋の構造です。宅地（住宅用地）と表示されている場合は、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されます。
⑧ 現況地積又は床面積（㎡）	評価時点における登記簿等に記載された土地の面積又は家屋の床面積です。なお、マンション等区分所有の場合、土地は敷地全体の地積です。また、家屋は専有部分と持分等に応じて按分した法定共用部分の面積を合算した床面積又は持分等に応じて按分した規約共用部分の床面積です。
⑨ 現況階層	評価時点における家屋の階層です。なお、マンション等区分所有家屋については、家屋全体の階層ではなく、登記簿に記載された階層（専有部分）です。
⑩ 家屋番号又は共用土地の持分割合	登記簿に記載された家屋番号又は共用土地における持分割合です。
⑪ 非課税地積又は床面積（㎡）	課税対象外となる土地の面積又は家屋の床面積です。
⑫ 現況屋根	評価時点における家屋の屋根の材質です。
⑬ 評価額（円）	固定資産評価基準に基づき決定された課税標準の基礎となる価格です。なお、マンション等区分所有の場合、土地は敷地全体の評価額です。また、家屋は持分等に応じて按分した規約共用部分の評価額です。
⑭ 課税標準額（円） ⑳	原則として、評価額が課税標準額となります。ただし、住宅用地等の課税標準の特例措置や、土地の負担調整措置が適用される場合は、適用した後の額です。なお、マンション等区分所有の場合、土地は敷地全体の課税標準額です。また、家屋は持分等に応じて按分した規約共用部分の課税標準額です。
⑮ 本則課税標準額（円） ㉑	原則として、評価額が本則課税標準額となります。ただし、住宅用地等の課税標準の特例措置が適用される場合は、特例率を乗じた後の額です。
⑯ 前年度課税標準額又は比準課税標準額（円） ㉒	前年度の課税標準額です。ただし、地目の変換があった場合は本年度の現況地目等に応じた比準課税標準額となります。
⑰ 軽減税額（円） ㉓	軽減措置によって減額された固定資産税額・都市計画税額です。
⑱ 減免税額（円） ㉔	減免措置によって減額又は免除された固定資産税額・都市計画税額です。
⑲ 相当税額（円） ㉕	本年度の固定資産税額・都市計画税額です。端数処理等の関係上、実際の税額とは一致しません。なお、マンション等区分所有の場合、土地・家屋ともに持分等に応じて按分した税額です。

固定資産税・都市計画税の課税明細書は確定申告書類として利用できます

課税明細書には、土地や家屋の物件ごとの所在地・評価額・相当税額等が記載されています。

翌年以降に不動産・農業所得等の確定申告をされる方は、経費算出のための資料として利用できますので、申告時期まで大切に保管してください。なお、再発行はできませんので、紛失された場合は資産税課が発行する公課証明書(有料、1枚あたり300円)を取得してください。